

## 情報の移送（病院等から都道府県がん登録室への届出）について

### 1. 地域がん登録での現状

- ・ 病院等からの個人情報（紙の届出票、届出データを含む USB メモリ等の電子媒体）の移送には、原則として郵送又は担当者による手渡しとしている。個人情報を含む資料の郵送には、予め国又は都道府県がん登録室の住所と、赤字で「親展」、「取扱注意」が印刷された専用封筒を用いることとしている。
- ・ 個人情報を含む資料を郵送する場合には、日本郵便の郵便追跡サービス付きの郵便物（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）を利用することを推奨しているが、地域がん登録の制度上、病院等の自主的な届出であったことや、費用の面等で、一律に標準的移送方法として定めていない。
- ・ 一部の都道府県において、都道府県が既に整備している電子的なネットワークを用いて、病院等からの届出を受け付けている。

### 2. 全国がん登録での提案

- ・ 個人情報を含む資料を郵送する場合には、日本郵便の郵便追跡サービス付きの郵便物（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）を利用する。
- ・ 安全性が確保された電子的な手段での、病院等から都道府県への届出を許可する。ただし、データの移送を行う場合には、利用するネットワークが、①国又は都道府県が運営しているものであること、②医療情報の移送手段として実績があること、の二点を条件に、安全性を含めた利用可能性を、都道府県において検討する。